

【件名】

インド入国時の検疫措置（入国要件の緩和（「Air Suvidha」の廃止））

【本文】

1 11月21日、インド保健・家庭福祉省は、インド入国検疫ガイドラインを改定し、ワクチン接種証明書（2回目接種の完了を証明するもの）又は RT-PCR 検査の陰性証明書の提示をインド入国のための要件としないこととしました。これを受け、同21日、インド民間航空総局は、これまでインド入国時に全ての入国者に義務付けていたデリー空港ホームページの「Air Suvidha」上での自己申告書（Self Declaration Form）の提出を廃止するとの通達を公表しました。このガイドライン及び通達は11月22日から適用されます。

2 なお、インド保健・家庭福祉省は、同ガイドラインにおいて、すべての旅行者は、渡航計画段階において自国で承認された COVID-19 ワクチンの接種を2回終えていることが望ましいと述べています。

3 インド全土では新規陽性者数、陽性率ともに減少傾向にありますが、邦人の感染事例も依然確認されており、引き続きの注意を行っていくことが必要です。また、各種措置が急に変更される可能性もありますので、引き続き最新情報の入手に努めてください。

（お問合せ先）

在コルカタ日本国総領事館 領事班

電話: +91-(0)33-3507-6830(代表)

email: ryoji_kolkata@cc.mofa.go.jp

※災害や騒乱等が発生した際、ご家族、ご友人、同僚を守るため、一人でも多くの方に安全対策に関する情報が届くよう、在留届（3か月以上の滞在）の届出、又はたびレジ（3か月未満の滞在）の登録を、お知り合いの方や出張者・旅行者にご案内いただけますようお願いいたします。

※「たびレジ」簡易登録をされた方でメールの配信を停止したい方は、以下の URL から停止手続きをお願いいたします。

<https://www.ezairyu.mofa.go.jp/tabireg/simple/delete>